

## 社会福祉法人緑風会評議員の報酬等の支給に関する基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会（以下「本法人」という。）定款（以下「定款という。」）第9条の規定に基づき、本法人の評議員に対する報酬及び費用弁償の支給に関する必要事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 報酬は、評議員の職務遂行（評議員会の議案に対する調査活動を含む。）の対価として受ける財産上の利益をいう。

2 費用とは、前項に規定する職務の遂行に伴い発生する交通費（駐車料金を含む。）、研修費（教材費、情報交換参加費等を含む。）、手数料等の経費をいう。

### (評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により日額報酬を現金により支給する。

### (評議員に対する研修の出席に係る報酬等)

第4条 評議員が、評議員会に出席した日以外の日において、本法人及び施設運営に資すると認められる研修（講演会及びこれに類する会合等を含む。）に理事長の命を受けて出席した場合は、別表2により日額報酬及び費用弁償を現金により支払うものとする。

2 前項に定める研修の出席に要した交通費の実費が、鉄道、バス等の交通機関の運行停止、身体の障害等特別な事情がある場合であって費用弁償の額を超えるときは、当該実費を費用弁償として支給するものとする。

3 前項の規定に基づき支給する交通費の実費については、原則として、評議員会終了後に第1項の規定に基づき支給する費用弁償における交通費と第2項の規定に基づき支給する交通費の実費との差額を追給して精算するものとする。

4 第2項の規定に基づき支給する交通費の実費については、領収書その他の支払金額を証する書類（鉄道賃及びバス運賃については、乗車駅及び降車駅と経路を明記した自己申告書によるものとする。）を添えて理事長に請求するものとする。

### (評議員に対する交通費を除く実費の支給)

第5条 第2条第2項の規定に基づき支給する交通費を除く実費については、原則として、研修等の職務を遂行した後に、当該実費の支出を証する領収書その他の証憑書類を添えて理事長に請求するものとする。

### (評議員の職務証跡)

第6条 評議員は、法人職務証跡資料として、出席した評議員会の議事録に署名又は記名押印するものとする。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 6月28日より施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	金 額	支給額算定要件	備 考
評議員会出席報酬（日額）	15,000円	評議員会の出席1回当り	

別表2（第4条関係）

名 称	金 額	支給額算定要件	備 考
研修出席等報酬（日額）	① 半日（4時間以下）の日程の場合 10,000円 ② 1日（4時間超8時間以下）の日程の場合 20,000円	研修等の出席1回当り	※ 宿泊を伴う研修等の場合については、第一日目から最終日までの日数に2万円を乗じて得た金額とする。
研修等出席費用弁償	① 交通機関利用の場合 運賃相当額 ② 自家用自動車等利用の場合 1kmにつき20円 ③ 交通機関と自家用自動車等併用利用の場合 ①と②の合計額	自宅から評議員会会場までの最も経済的な通常の経路及び方法によったものとして計算する。 ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によつて計算する。	
交通費を除く実費に係る費用弁償	実費相当額	領収書その他の支払金額を証する書類によつて計算する。	研修教材費、意見交換会参加費、手数料、その他費用